

国民健康保険のお知らせ

＊就職・進学などに伴う手続きをお忘れなく

- ◇加入・脱退の手続き、特別徴収の対象について
国民健康保険グループ(0798・35・3117)
- ◇特別徴収にかかる納付方法について
国保収納グループ(0798・35・3091)
- ◇特定健康診査、特定保健指導について
国民健康保険グループ(0798・35・3115)

問合せ先

加入・脱退の手続き

▽14日以内に手続きしてください

国民健康保険は、勤務先の健康保険などに加入していない人を対象にした公的医療保険制度です。国民健康保険に加入し、また脱退するためにはいずれも市の窓口で手続きが必要です。

就職や進学などに伴い必要になる国民健康保険の加入・脱退手続きは、10月から始まる保険料の特別徴収(対象は年金を受給している被保険者)の概要などについてお知らせします。

市外へ転出したときや勤務先の健康保険に加入したときは、必ず新しく加入した健康保険の被保険者証(受診しつなぎ)を、西宮市国民健康保険(以下「国保」という)の被保険者証で受診すると、後で保険給付を受けた金額を西宮市に返還し、改めて新しく加入した健康保険に請求するなどの面倒な手続きが必要になります。

また、本市に転入したときや勤務先の健康保険を脱退したときは、2週間以内に国保への加入手続きをしてください(事前の申し込みは受付できません)。

加入手続きが遅れた場合は、以前の健康保険の資格がなくなつた日(最長2年間)さかのぼって国保へ加入してもらうことになり、その期間の保険料もかかりますのでご注意ください。

保険料の特別徴収(年金からの天引き)

▽平成21年度は10月から始まりです

市は10月から、年金を受給している被保険者を対象に、国民健康保険料の「特別徴収(年金からの天引き)」を開始します。原則、次の①から④までのすべての要件に該当する世帯の世帯主が対象になります。以下図参照。

①世帯主が国民健康保険の加入者であること
②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること
③世帯主の年金受給額が年額18万円以上であること
④国民健康保険料と介護保険料の合計額が世帯主の年金受給額の2分の1を超えないこと

口座振替の選択

4月中旬に案内を送付

国民健康保険料の特別徴収の対象になる人が、口座振替を希望する場合、別途手続きが必要になります(現在、保険料を口座振替で納めている人も手続きが必要です)。10月から特別徴収の対象になると思われる世帯には、4月中旬に手続きについての案内を送付します。また、今後対象になる世帯にも順次送付してまいります。口座振替を希望する場合は、案内に従って早急に手続きしてください。

なお、口座振替を選択した場合でも納付状況などにより、特別徴収に切り替わる場合や口座振替が認められない場合がありますので、ご注意ください。

現在、口座振替で納めている人

現在、保険料を口座振替で納めている人は、案内に同封の「口座振替申込書」により、口座振替の申し込みを行います。

勤務先の健康保険に加入したとき

勤務先の健康保険に加入しても、自動的に国保から脱退するわけではありません。脱退手続きを忘れずにしてください。国保からの脱退手続きには、①国保の被保険者証、②新しく加入した勤務先の健康保険の被保険者証、③認め印が必要です。

勤務先を退職したとき

勤務先の健康保険の任意継続制度を利用するか国保への加入が必要で、任意継続する場合は、退職前に勤務先の健康保険担当者にご相談ください。

国保の加入手続きには、①勤務先の健康保険の「資格喪失証明書(注)」、②認め印、③運転免許証、パスポートまたは顔写真付き住民基本台帳カードなど、④年金証書(60歳以上65歳未満の人のみ)、⑤同世帯にす

事業主の皆さんへ

従業員やその扶養家族が健康保険を脱退して国保に加入する際には、「健康保険資格喪失証明書」を発行していただくとともに、従業員の皆さんに2週間以内に国保への加入手続きを行うように案内してください。

また、従業員が退職するときは、健康保険の任意継続制度についてご案内していただくようお願いいたします。

他市町村へ転出したとき

ほかの健康保険へ加入する場合を除いて、国保への加入が必要で、手続きには、前記「勤務先を退職したとき」と同様のものが要ります。

転出届の提出後、必ず本市の

就学のため、他市町村へ転出するとき

大学などへの進学で他市町村へ転出するときは、申請が必要で、手続きには、①国保の被保険者証、②認め印、③合格通知書または在学証明書が必要です。

特定健康診査、特定保健指導について

西宮市国民健康保険では、糖尿病などの生活習慣病の発症・重症化の予防を目的として、特定健康診査と特定保健指導を無料で実施しています。平成21年度の特定健康診査の対象者には、4月中旬に受診券を送付します(注)。受診方法・場所は、受診券に同封している案内をご覧ください。

【対象】 次のすべての要件に該当する人(厚生労働大臣が定める者は除く)▷21年4月1日における西宮市国民健康保険の加入者で、受診日まで引き続き加入している人▷21年度に40歳以上になる人で75歳未満の人

(注)21年度の対象者のうち、次の①～③のいずれかに該当する場合は、受診券送付時期が4月中旬とは異なります▷①21年3月に特定健康診査または西宮市国民健康保険が助成する人間ドック等を受診した人▷②20年度に特定健康診査等を委託医療機関で受診し、21年2月末までに特定健康診査の結果を受領していない人▷③20年度の特定健康診査または西宮市国民健康保険が助成する人間ドックの結果により、保健指導レベルが「動機付け支援」または「積極的支援」と判定され、特定保健指導が終了していない人

※特定健康診査受診後は、同一年度内に人間ドック(市立中央病院の半日肺ドックを除く)の助成は行いませんので、ご注意ください



<特別徴収の対象になる世帯の例>



※世帯主の収入
年金受給額(年額18万円以上) + その他の収入

国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えないこと

※特別徴収の対象にならない世帯

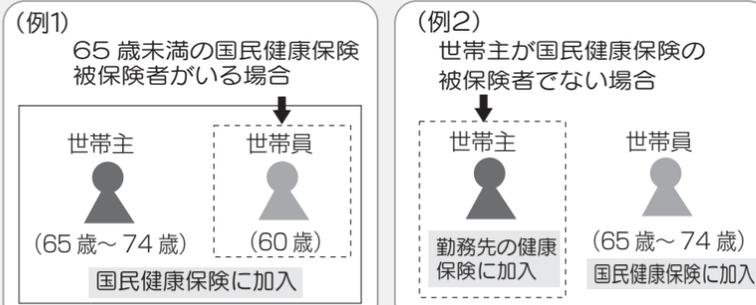


表1 平成21年度の納付方法

納付方法	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 (納付書か口座振替)	○	○	○	○						
特別徴収 (年金からの天引き)					○		○		○	